

お知らせ

「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き 改訂版」

公表のお知らせ

(社)岡山県建築士事務所協会

平成21年9月1日に施行された改正告示(平成17年国土交通省告示第566号)等により、既存不適格建築物の増改築時における一定の条件が緩和され、当該条件を満たしていれば、建築物全体の構造計算を行わなくても、増築や改築を行うことが可能となりました。

本書は、既存建築物のうち木造住宅(四号建築物)を主な対象として、これらの建築物の増改築を行う場合の建築確認申請の手続きや提出図書について解説を行い、複雑化している既存建築物の増改築時における取扱いについて、その適切な対応方法を広く周知していくことを目的として、(財)日本住宅・木材技術センターが国土交通省住宅局建築指導課の協力を得て作成し、このほど公表されましたのでお知らせします。

※詳細は下記の(財)日本住宅・木材技術センターのホームページをご覧ください

<http://www.howtec.or.jp>